(2)　通勤手当の誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 泉佐野保健所 | １　非常勤職員Ａは、自転車等の使用距離について、自宅から勤務公署まで５km以上（約5.3km）として認定されていたが、再度計測したところ実際は５km未満（約4.9km）であったため、通勤手当が過払いとなっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支給対象期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 過払額 |
| 平成23年５月～平成26年10月 | 56,580円 | 27,600円 | 28,980円 |

２　自転車等の使用距離が自宅から最寄駅まで1.1 km、最寄駅から勤務公署まで1.7 kmと届け出て、交通機関と交通用具の併用で通勤認定されていた経路を再度確認したところ、自宅から最寄駅までの距離が１km未満（約945ｍ）であったため、交通用具（自転車）の使用距離区分の応じた１か月当たりの額（2,000円）が過払いとなっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支給対象期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 過払額 |
| 平成23年４月～平成26年10月 | 329,640円 | 243,640円 | 86,000円 |

３　職員Ｂは、通勤認定について自宅から約530ｍの駅を最寄駅として申請していたにもかかわらず、自宅から約1.1 kmの駅（１km超）を誤って最寄駅として認定されていたことから、通勤手当が過少となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支給対象期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 不足額 |
| 平成25年10月～平成26年３月 | 155,470円 | 156,020円 | 550円 |

 | 【是正を求めるもの】給与の訂正基準に基づき是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【職員の給与に関する条例】第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。３　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（略)第６条の３　条例第14条第２項第３号に規定する職員の区分及びこれに対応する同号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。１　条例第14条第１項第３号に掲げる職員(略)のうち、自転車等の使用距離が片道２キロメートル以上である職員(略)【職員の通勤手当に関する規則の運用について】第５条関係２　２以上の種類を異にする交通機関等を乗り継いで通勤する職員の交通機関等のうち、その者の住居又は勤務公署から通常徒歩によることを例とする距離（おおむね１キロメートル）内においてのみ利用する交通機関等は、原則として、この条に規定する運賃等の額の算出の基礎となる交通機関等とすることができないものとする。 |

|  |
| --- |
| 【職員の通勤手当に関する規則】第５条　条例第14条第２項第１号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。 |

 | １　監査受検時は、自宅から勤務公署までの通勤距離を国土交通省国土地理院発行の地図についてキルビメータを用いて測定し、５㎞未満（約4.9㎞）と判断したが、後日、より正確を期するため、計測器を用いて実測したところ５㎞以上（約5.1㎞）であることを確認した。「給与事務の手引」（16．通勤手当確認及び決定事務、５ 確認及び決定の基準、(3)通勤距離の測り方）において、地図による便宜上の測定は、「実測には優先しない。」とされていることから、認定変更を行わないこととした。２　本人からの届出に瑕疵があると認められる認定誤りであり、給与の訂正基準(2)に該当するため、過去に遡って本人から戻入させた。３　職員Ｂが平成26年４月１日付けで異動しているため、現所属に対して、通勤経路の訂正認定と不足する通勤手当の追給を依頼し、現所属から、当該追給処理が完了したことの回答を受けた。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| こころの健康総合センター | 進行方向にある駅（自宅から約1.2㎞）を利用した方が経済的かつ合理的と認められるにもかかわらず、進行方向と逆方向にある駅（自宅から約1.1㎞）を最寄駅として申請し、同経路で認定され、通勤手当が過払となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支給対象期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 過払額 |
| 平成24年４月～平成26年３月 | 500,280円 | 482,760円 | 17,520円 |

 | 【是正を求めるもの】速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【職員の通勤手当に関する規則】第５条　条例第14条第２項第１号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。 |

 | 当該職員は平成26年４月１日付けで異動しているため異動先に連絡を行った。今後は、通勤手当認定事務の適正な執行を図る。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 堺西高等学校 | 自転車等の使用距離が自宅から最寄駅まで２㎞以上(約2.1 km)と届け出て、交通機関と交通用具の併用で通勤認定されていた経路を再度確認したところ、自宅から最寄駅までの距離が２km未満（約1.8km）であったため、交通用具（自転車）の使用距離区分の応じた１か月当たりの額（2,000円）が過払いとなっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支給対象期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 差額 |
| 平成21年４月～平成26年３月 | 683,300円 | 563,300円 | 120,000円 |

 | 【是正を求めるもの】速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【職員の給与に関する条例（抜粋）】第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。(3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車　等を使用することを常例とする職員（以下略)【職員の通勤手当に関する規則（抜粋）】第６条の３　条例第14条第２項第３号に規定する職員の区分及びこれに対応する同号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。(1)　条例第14条第１項第３号に掲げる職員(中略)のうち、自転車等の使用　距離が片道２キロメートル以上である職員(以下略) |

【職員の給与に関する条例（抜粋）】第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。(3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車　等を使用することを常例とする職員（以下略)【職員の通勤手当に関する規則（抜粋）】第６条の３　条例第14条第２項第３号に規定する職員の区分及びこれに対　応する同号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。(1)　条例第14条第１項第３号に掲げる職員(中略)のうち、自転車等の使用　距離が片道２キロメートル以上である職員(以下略)【職員の給与に関する条例（抜粋）】第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。(3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車　等を使用することを常例とする職員（以下略)【職員の通勤手当に関する規則（抜粋）】第６条の３　条例第14条第２項第３号に規定する職員の区分及びこれに対　応する同号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。(1)　条例第14条第１項第３号に掲げる職員(中略)のうち、自転車等の使用　距離が片道２キロメートル以上である職員(以下略)【職員の給与に関する条例（抜粋）】第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。(3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車　等を使用することを常例とする職員（以下略)【職員の通勤手当に関する規則（抜粋）】第６条の３　条例第14条第２項第３号に規定する職員の区分及びこれに対　応する同号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。(1)　条例第14条第１項第３号に掲げる職員(中略)のうち、自転車等の使用　距離が片道２キロメートル以上である職員(以下略) | 　監査の結果を受け、過払いとなっていた通勤手当については、給与の訂正基準に基づき過去２年に遡り戻入手続を行った。　通勤手当の認定事務については、全件再確認を行った。今後、このようなことがないように担当者、決裁者で申請経路を精査する。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 堺西高等学校 | 平成25年３月より甲鉄道のＸ駅からＹ駅までを利用する通勤経路を認定されていた者について、平成26年６月15日付けの住居変更に伴い、甲鉄道のＸ駅からＹ駅までを利用する経路に加え、乙電鉄のＹ駅からＺ駅までを利用する通勤経路に認定変更が行われた。これに伴い、新たに認定された乙電鉄のＹ駅からＺ駅までの通勤経路について、平成26年７月から９月までの３か月分の通勤手当の追給が行われた。その際に甲鉄道のＸ駅からＹ駅までの通勤経路について精算を行う必要がなかったにもかかわらず精算したことから、3,350円が過払いとなっていた。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 【是正を求めるもの】速やかに過払いとなっている通勤手当の戻入措置を講じるとともに、通勤手当の再計算について、適正な事務処理を行われたい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【職員の給与に関する条例（抜粋）】第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。５　第１項の規定により通勤手当の支給を受けた職員につき、支給対象期間内に、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことその他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、通勤の実情の変更等を考慮して人事委員会規則で定める額を追給し、又は返納させるものとする。【職員の通勤手当に関する規則（抜粋）】第16条　条例第14条第５項の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる場合は、次に掲げる場合とする。１　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなった場合【通勤手当の精算方法について（平成20年２月15日付け教職員企画課長通知）】異動等による経路変更については、異動等の属する月の翌月（１日の場合は当月）からの新たな通勤経路に係る手当額から、旧の通勤経路の定期券を異動等の属する月の月末（１日の場合は前月末）に払戻ししたものとして得られる額を控除した額を、新所属で支給又は戻入する。【認定事務の手引き（平成22年10月　大阪府教育委員会）】６　実例研究

|  |
| --- |
| Q20　例えば、以下のような場合の精算はどのようになるか。旧経路：自宅→（バス）・A駅→B駅（私鉄）・B駅→C駅（地下鉄）→勤務公署新経路：自宅→（バス）・A駅→B駅（私鉄）・B駅→D駅（地下鉄）→勤務公署 |
| A20　異動等によって、変更しない経路について精算を行う必要はない。（以下略） |

 |

 | 過払いとなっている通勤手当については、平成27年２月に戻入した。　また、通勤手当の認定事務については、全件再確認を行った。今後、このようなことがないように担当者、決裁者で申請経路を精査する。 |